

## 三島市立幼稚園の学級編制等に関する基準

(学級編制の基準)

**第1条** 三島市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の学級は、同じ年齢（学年の初めの日の前日における年齢をいう。以下同じ。）にある幼児で編制するものとし、1学級の幼児数は、次の表の左欄に掲げる年齢の区分に応じ、同表の右欄に掲げる人数（3歳の多胎児に係る1学級の幼児数にあつては、当該多胎児を幼児1人とみなす。）とする。

| 年齢の区分 | 1学級の幼児数 |
|-------|---------|
| 3歳    | 25人以下   |
| 4歳    | 30人以下   |
| 5歳    | 30人以下   |

- 2 前項の規定にかかわらず、教育的効果を考え、状況に応じ連続する学年の年齢の異なる幼児を1学級に編制することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当該募集期間において入園を希望する3歳の幼児が10人未満の幼稚園においては、3歳の幼児の学級を編制しないものとする。
- 4 前項の規定により3歳の幼児の学級を編成しなかった幼稚園については、当該年度の翌年度の4歳児の学級及び翌々年度の5歳児の学級を編成しないものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、翌年度における入園又は在籍を希望する幼児数が、同項の表の左欄に掲げる年齢の区分に応じ、同表の右欄に掲げる人数の上限（以下「受入可能人数」という。）を超える場合において、教育委員会が特に必要と認めるときは、受入可能人数に当該人数に10分の1を乗じて得た人数を加えた人数を限度として、学級を編成することができる。

(学級編制の基準日等)

**第2条** 教育委員会は、幼稚園の入園式を行う日（次項において「基準日」という。）に在籍する幼児数に基づき当該年度の学級編制を決定する。

- 2 前項の規定により決定された学級編制は、基準日後においては、幼児数が増加し、又は減少することにより当該幼児数に基づき前条の規定により定められる学級編制との間に差異が生じた場合にあっては、変更を行わないものとする。ただし、幼児数の著しい増加又は減少により幼稚園運営に重大な支障が生じると教育委員会が認めるときは、この限りでない。

**第3条** この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成11年4月1日から施行する。  
(3歳の幼児の受入れに関する特例)

2 入園を希望する3歳の幼児数が、各幼稚園の受入可能人数を超えたときは、抽選により入園を決定するものとする。この場合において、1の家族の多胎児（同じ年齢の多胎児に限る。）に係る抽選にあつては、当該多胎児全員の入園を1の抽選により決定する。

**附 則**

この基準は、制定の日（平成28年8月5日）から施行し、改正後の第1条第3項の規定は、平成31年度（坂幼稚園にあつては、教育委員会が平成29年度以降において決定する年度）に入園する3歳の幼児の募集から適用する。

**附 則**（平成29年6月2日制定）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年8月6日制定）

この基準は、制定の日から施行する。